

No.	該当ページ	当該箇所	ご意見等	ご意見の要旨	市の考え方	修正の有無	流山市総合運動公園 指定管理の業務範囲変更(流山市都市公園条例の一部改正について) 修正案
1	説明資料 (A3)	—	自分は総合運動公園で週2日公園内外周りの清掃(落ち葉収集、ゴミ回収)を担当しているシルバー会員です。流山市がセントラルパークと称する総合運動公園に対して、市民が安心して一日を過ごせる、憩おう公園の観点から市民目線で以下をコメントさせていただきます。今回の条例改正が、市役所の業務軽減を目指すものではないことを期待しています。	今回の条例改正が、市役所の業務軽減を目指すものではないことを期待しています。	今回の改正は、民間事業者の経営力、発想力を活かし、総合的に流山市総合運動公園の更なる魅力向上、利用者サービスの向上のために実施するものです。	無	
2	説明資料 (A3)	・変更(改正)の背景(資料左側) ・変更(改正)の概要(資料右側)	資料左側の変更(改正)の背景では、総合運動公園での飲食施設や、ヨガなどのアウトドアコンテンツ、バスケットやスケートボードができる広場、公園で一日過ごせるような公園運営へのニーズ調査が述べられていますが、これらの市民要望の解決策が示されていません。背景で述べられている内容と、資料右側の解決策に乖離があります。少なくとも、令和7年度までは、左側ニーズに対するアクションがありません。	背景で述べられている内容と、資料右側の解決策に乖離がある。	背景で述べているニーズ調査結果を活用し、運動公園の再整備を進めています。市の再整備工事で対応できる部分は既の実施しており、バスケットコートやローラースポーツ広場を整備してまいりました。ただし、飲食施設などの要望については、民間活力を導入することで実現したいと考えています。	無	
3	説明資料 (A3)	・変更(改正)の概要(資料右側)	総合運動公園の管理者はあくまで流山市であり、スポーツ施設関係はスポーツ振興課、それ以外はみどりの課という二重構造で、市民から見ても市役所そのものが複数管理者になっています。この構造を解消するために指定管理者(現場の管理者)を1事業者にして市役所の負担を軽減するという条例改正に見えます。将来的には総合運動公園そのものを市管理から民間運営に移すというお考えでしょうか？	将来的に総合運動公園の管理を民間運営に移すのか。	今回の改正により、流山市総合運動公園全体に指定管理者制度を導入することで、民間事業者等に管理、運営を行っていただくこととなります。これにより、管理者が1事業者になり、公園利用者にとっては手続等のワンストップ化が図られ、利便性が向上すると考えています。市は公園管理が適切に行われているかを、指定管理者と密に連絡を取りながら確認してまいります。	無	
4	説明資料 (A3)	—	この改正では、資料左側の変更(改正)の背景で調査された飲食店を指定管理者と同じ事業者自らの負担で設置・管理することになっていますが、BBQの稼働率の低さや、今後開設される飲食店では利用者の偏り(平日や夏場と冬場は利用者が少ない)などに対してはグリーンバスと同様に一部を市(税金)で補完するような構図になるのでしょうか？	飲食店やバーベキューの設置、管理、運営について、市で補完するか。	飲食店の設置や管理運営、また、バーベキュー施設の運営については、市税を投入することはありません。市が設置する施設についての修繕等については、状況に応じ指定管理事業者と協議いたします。	無	
5	説明資料 (A3)	・変更(改正)の概要(資料右側)	管理者が複数のため、どこに問い合わせれば良いか分からないという観点では、施設の予約や問い合わせ、苦情や通報は、指定管理者を1事業者にしなくても解決手段は色々あります。これからはスマホやネットを使った予約システム、当合わせシステムなどを活用すれば、管理者が誰であれ、どこに居ても可能になります。業者丸投げでは、課題に真摯に答えていないと思います。	管理者が複雑であることの解決策が業者丸投げでは課題に真摯に答えていない。	運動公園全体への指定管理者制度導入後は、問い合わせ先等を指定管理事業者に一歩化します。市は、指定管理事業者と密に連携を取り、健全な公園運営に努めてまいります。なお、予約については、現時点で公共施設予約システムにて対応中です。	無	
6	説明資料 (A3)	—	公園全体では下記の項目を早急に改善して頂きたい。これらの問題点は今回の条例改正で将来どのように変わるか、誰に要望を出せば良いかを明確にしていきたい。 (1)トイレ問題 外周りのトイレは泥だらけ、ピクニック広場のトイレは使えない。 泥付き靴ではキッカーマンアリーナ内のトイレが使えない (2)トーテムポール 傷みがひどく壊れかけていて危険、補修または撤去が必要 (3)ピクニック広場のベンチ・テーブル 木構造のためボロボロ状態で放置されている・・・恥ずかしい状態 (4)雨宿り場所 特に今年は猛暑で、木陰はあるが雷雨時は危険。雨に降られると雨宿り場所(屋根のある場所)はトイレくらいしかない	トイレ、トーテムポール、ベンチ等への要望	体育施設も含めた総合運動公園内のご要望等につきましては、現時点ではみどりの課まで、公園全体への指定管理者制度導入後は指定管理事業者までお寄せください。なお、個別のご意見に関する市の考え方は下記のとおりです。 (1)トイレ問題 指定管理者制度導入後は、管理者が、公園に常駐することにより、清掃等の対応を迅速に行うことができます。なお、指定管理者制度導入前は、清掃回数を増やすなどの対応を行ってまいります。 (2)トーテムポール(3)ピクニック広場のベンチ・テーブル ピクニック広場にあるトーテムポールやベンチ、テーブルについては、老朽化が進んでいるため、令和6年度の再整備工事において撤去する予定です。 (4)雨宿り場所 運動公園内には、現在四阿が1箇所、パーゴラが3箇所あることから、現時点では増設する計画はありません。今後、利用者の動向などを注視し、必要に応じて設置について判断してまいります。	無	